

# 会社の登記が「0円」で可能に！

新型コロナウイルス感染症の影響下においても新たなチャレンジをする方々を支援するため、国の特定創業支援等事業を活用して下記の期間内に登録免許税の半額軽減を受けた創業者の方に対して、残りの半額相当額を支援します！

## ■補助金額

株式会社設立の場合：**75,000円**  
 合同,合名,合資会社設立の場合：**30,000円**

## ■募集期間

令和2年9月25日  
 ~ 令和3年3月31日

## ■福岡市新規創業促進補助金を受けるメリット

【通常時の登録免許税支払額（例）】

	株式会社設立	合同会社設立
登録免許税	資本金の0.7%	資本金の0.7%
最低税額の場合（※）	15万円の支払い	6万円の支払い

特定創業支援等事業と  
 福岡市新規創業促進補助金を活用すると...



※株式会社の最低税額は資本金約2,100万円以下の場合です。  
 ※合同会社の最低税額は資本金約850万円以下の場合です。

	株式会社設立	合同会社設立
特定創業支援等事業の活用 + 福岡市新規創業促進補助金	登録免許税半額軽減 + <b>75,000円の交付</b>	登録免許税半額軽減 + <b>30,000円の交付</b>
登録免許税の実質負担額	<b>0円</b> （最低税額の場合）	<b>0円</b> （最低税額の場合）

※申請から支給までに2か月程度要することがあります。

## ■特定創業支援等事業とは

特定創業支援等事業とは、創業に必要な4つの知識（経営、財務、販路拡大、人材育成）について約1か月かけて学んでいただくと、登録免許税の軽減や、日本政策金融公庫の創業者向け融資制度の要件緩和、貸付利率の引下げの適用等のメリットを受けることができる制度です。


詳細につきましては、下記の福岡市HPにてご確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/tokutei-sougyou-sientoujigyuu.html>



お問い合わせ・申請先

福岡市経済観光文化局 創業支援課  
 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1  
 福岡市役所14階  
 F A X : 092-733-5901  
 M A I L : startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp

 **092-711-4455**  
 （受付時間：平日9時～17時）

<ホームページ>

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/tokutei-sougyou-sientoujigyuu\\_3.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/tokutei-sougyou-sientoujigyuu_3.html)



クリック！

福岡市新規創業促進補助金

検索

■補助対象者（補助金を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。）

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	○事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主で、令和2年9月15日以降に新たに会社を設立した者であること。
<input type="checkbox"/>	○福岡市より、特定創業支援等事業（※）の証明を受け、登録免許税軽減を受けていること。 ※ 特定創業支援等事業とは、創業に必要な4つの知識（経営、財務、販路拡大、人材育成）について約1か月かけて学んでいただくと、登録免許税の軽減等のメリットを受けることができる制度です。 特定創業支援等事業については、下記の福岡市HPをご確認ください。 <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/tokutei-sougyou-sientoujigyou.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/tokutei-sougyou-sientoujigyou.html</a>
<input type="checkbox"/>	○福岡市内に本社を置いていること。
<input type="checkbox"/>	○新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
<input type="checkbox"/>	○暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
<input type="checkbox"/>	○福岡市の市税を滞納していないこと。又は市税の徴収猶予の特例制度等の対象であること。
<input type="checkbox"/>	○登記後30日以内、又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、申請を行うこと。

■注意事項

- 国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税の半額軽減を受け、法人登記をおこなった方が対象となります。
- 申請は、郵送又は窓口で受け付けます。

※予算に限りがありますので、申請受付は募集期間内・予算内で先着順となります。

※詳細については、福岡市新規創業促進補助金のHPをご確認ください。

法人登記後に福岡市新規創業促進補助金の申請をすると、75,000円（株式会社設立の場合）が交付されるため、会社設立にかかる登録免許税の**実質負担額が0円**になります！

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を入れよう！

あなたと大切な人の命を守るために、接触確認アプリ（COCOA）を活用しましょう。

- ・COCOAは、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。（1メートル以内、15分以上の接触をした可能性）
- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外には出ません。  
どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません。
- ・本アプリをインストール後、Bluetooth（スマートフォンの近接通信機能）をオンにすると接触情報を記録します。

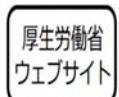
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



\*画面イメージ



※通知が届いた方は、福岡市新規新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（092-711-4126）までご相談ください。